令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 政策推進部<br>地域自治課 | 沼津市愛鷹地区センター低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務委託 | 令和8年9月4日 | 株式会社大洋サービス<br>静岡県浜松市中央区篠原町9254-2 | 1,176,230円 | 当該業務は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき低濃度PCBを含有する機器を処分するもので、処分にあたっては、環境省の認定を受けた無害化処理施設での処理を行うこと、また、廃棄物の収集運搬において静岡県の許可を受けている必要があります。<br>沼津市登録業者のうち、条件を満たす事業者が株式会社大洋サービスのみとなるため随意契約にて事業者と契約締結するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 2 | 政策推進部<br>デジタル戦略課 | 令和8年度WAN回線（BEW）変更に伴うネットワーク機器設定変更作業業務委託 | 令和8年7月13日 | エフサステクノロジーズ株式会社<br>西日本ビジネス本部　東海・北陸ビジネス統括部<br>愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 | 8,250,000円 | 本市で稼働している全ての業務利用システムは、本市独自のルールに則ったネットワークシステム（以下、「庁内ネットワーク」という。）が不可欠である。<br>本業務は、庁内ネットワークのうち、市本庁舎と各出先拠点をつなぐ光回線の変更に伴い、関連する機器に設定変更の必要が生じることから、当該設定変更作業を専門的な知識を有する事業者に委託するものである。<br>庁内ネットワークを構成する機器の設定情報は、情報セキュリティを確保するうえで秘匿するべきものであることから、現行の庁内ネットワークを構築し、かつ、「令和８年度ネットワーク運用支援業務委託」を受託し、庁内ネットワークの運用に携わっている左記事業者に委託することで情報セキュリティ上のリスクを極小化できる。<br>また、本市のネットワーク及びセキュリティ等に係る調達の方針を平成27年３月18日付け副市長決裁「ネットワーク及びセキュリティに係る調達方針について」にて定めており、これに基づき左記事業者と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 3 | 政策推進部<br>デジタル戦略課 | システム標準化対応オプション適用団体内統合利用番号連携サーバ改修業務委託 | 令和8年7月22日 | 富士通Japan株式会社<br>東海支社（静岡東）<br>沼津市大手町３－８－２５ | 10,252,000円 | 本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第８号及び同法第22条第１項の規定基づく情報照会、情報提供を行うために、団体内統合利用番号連携サーバシステムを利用している。<br>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）により、地方公共団体における情報システム標準化が義務付けられ、本市においては、今年度、標準化移行対象業務である生活保護システム、健康管理システムが、標準化システムへ移行となる。<br>本業務委託は、上記システムが標準化システム移行後においても、本市が他機関との情報照会、情報連携を行うため団体内統合利用番号連携サーバシステムの改修を委託するものである。<br>本市で運用している団体内統合利用番号連携サーバは、富士通製であり、窓口となる販売会社は、富士通Japan株式会社のみである。また、システムの根幹である情報連携部分の詳細は公開されていない。<br>したがって、現在のシステムの導入・構築事業者である富士通Japan株式会社でなければ業務を行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 4 | 政策推進部<br>デジタル戦略課 | （ＲＰＡ）Uipathライセンス利用料（１年分） | 令和8年8月25日 | 東京コンピュータサービス株式会社<br>静岡支店<br>沼津市大手町3-8-23ニッセイスタービル | 1,210,000円 | RPAシステムの運用保守業務については、ヘルプデスク業務委託の中に含まれており、請負業者である左記の事業者から既存システムの後継システムとして、既存シナリオの再現性や処理精度の高さ、安全な稼働等確認した上で最も適しているものとして、Uipathが指定されていることから、代理店である左記の事業者と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 5 | 政策推進部<br>デジタル戦略課 | マイクロソフトライセンス使用料（９月契約分） | 令和8年9月30日 | 東京コンピュータサービス株式会社<br>静岡支店<br>沼津市大手町3-8-23ニッセイスタービル | 77,597,071円 | 本契約は、職員用端末で使用するMicrosoft社のOfficeソフトのライセンスを調達するものである。<br>当該ライセンスは、販売元である同社と直接契約できず、代理店を通すことでしか契約することができない。<br>また、職員用端末の賃貸借契約において、機器の売主（左記の事業者）が契約機器に関する保守を担うものとなっており、この者とは別の事業者が当該ライセンスの契約先になった場合、Officeソフトの障害発生時に保守や原因調査等の即時対応が困難となり、修復作業等の完了までの間は文書作成や保存ができなくなるため、業務に支障が出る恐れがある。<br>以上の理由から、各職員用端末の賃貸借契約における機器の売主である左記の事業者と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 6 | 政策推進部<br>デジタル戦略課 | グループウェア用サーバ機器賃貸借 | 令和8年9月30日 | 株式会社ＪＥＣＣ<br>東京都千代田区丸の内三丁目４－１ | 2,046,000円 | 既に導入しているハードウェアを引き続いて再リースするため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 財務部<br>資産活用課 | 令和８年度　沼津市公有財産データ修正業務委託 | 令和8年7月23日 | 国際航業株式会社　静岡支店<br>静岡県静岡市葵区栄町4番地の10 | 1,100,000円 | ＧＩＳの開発元である国際航業㈱が発行するライセンスシート（使用承諾証書）により、第三者が本システムを加工等することは禁止されているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 8 | 市民福祉部<br>市民課 | 戸籍システムサーバ更新業務委託 | 令和8年8月7日 | 富士通Japan株式会社<br>東海支社（静岡東）<br>沼津市大手町３－８－２５ | 26,379,100円 | 市民課において導入している戸籍システム機能を有する「MICJET戸籍」は富士通Japan株式会社製のパッケージシステムであり、富士通Japan株式会社が本システムの構築・運用業務を行っている。<br>富士通Japan株式会社は、本システムの仕様について、情報公開を行っておらず、富士通Japan株式会社東海支社（静岡東）が、システム改修業務を安定的かつ効率的に行うことが可能である唯一の事業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 9 | 市民福祉部<br>市民課 | 国民年金システム改修業務委託（育児期間保険料免除等） | 令和8年8月31日 | 富士通Japan株式会社<br>東海支社（静岡東）<br>沼津市大手町３－８－２５ | 4,950,000円 | 市民課において導入している国民年金のシステム機能を有する「MICJET国民年金システム」は富士通Japan株式会社製のパッケージシステムであり、富士通Japan株式会社が本システムの構築・運用業務を行っている。<br>富士通Japan株式会社は、本システムの仕様について、情報公開を行っておらず、富士通Japan株式会社　東海支社（静岡東）が、システム改修業務を安定的かつ効率的に行うことが可能である唯一の事業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 10 | 市民福祉部<br>市民課 | Microsoft365ライセンス使用料（1年分） | 令和8年9月1日 | 東京コンピュータサービス株式会社<br>静岡支店<br>沼津市大手町３-８-23ニッセイスタービル | 1,908,830円 | 本契約は、令和７年６月６日に締結した「住民記録システム用端末機一式賃貸借契約」（以下、「賃貸借契約」という）により、Microsoft社のOfficeソフトのライセンスを調達するものである。当賃貸借契約は、総計67台の端末を導入するものであり、その保守業務は、東京コンピュータサービス㈱静岡支店が担うものとしている。<br>Microsoft社のライセンス契約は、代理店を通すことでしか契約ができないことのほか、端末機を導入した後のサポート体制を勘案したうえで契約相手を決定する必要があり、長期にわたり本市の運用保守業務に携わっている東京コンピュータサービス㈱静岡支店以外の業者が契約先となった場合には、賃貸借契約におけるOfficeソフトとの整合性や、原因調査等の即時対応が困難になり、復旧作業完了時までの間において、文書作成等が不可能となり、業務に支障が出る恐れがあるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 11 | 市民福祉部<br>社会福祉課 | 沼津市レセプト管理システム標準化移行業務委託 | 令和8年8月3日 | 株式会社法研<br>東京都中央区銀座１-10-1 | 3,036,000円 | 標準準拠の「レセプト管理システム」については、提供できるベンダ(２事業者)のシステムの間で特段の優劣はないが、㈱法研以外のベンダの提供可能日が令和９年１月以降であるため、「生活保護システム」の標準化稼働が予定されている本年12月に間に合うのは、㈱法研のみとなっている。<br>標準化にあたっては、「生活保護システム」と「レセプト管理システム」の連携(データ移行)を、短期間で、慎重かつ確実に行う必要があることから、現行システムの開発業者であり、システムの内容に精通し、また、システムの構造等根幹に係る仕様については秘密情報であり公開されていないこと等を踏まえると、「㈱法研」が唯一の提供候補事業者となるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 12 | 市民福祉部<br>こども未来創造課 | 令和８年度　沼津市立大岡保育所ロッカー導入業務委託 | 令和8年9月30日 | 戸田森林組合<br>沼津市戸田1675-2 | 1,188,000円 | SGEC認証ロッカーとして製作するためには、SGECの認証事業者が加工、組み立てしなければならないことから、戸田地区市有林の管理権限を有し、またSGEC認証を受けている唯一の事業者である戸田森林組合と契約するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 13 | 市民福祉部<br>長寿福祉課 | 令和８年度　沼津市「敬老の日」祝品 | 令和8年7月10日 | 富士伊豆農業協同組合<br>沼津市下香貫上障子415-1 | 1,953,486円 | 祝い品としてふさわしい品が求められるため、価格競争ではなく提案方式にて公募し、委員会で業者を選定する方法が望ましい。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 14 | 市民福祉部<br>長寿福祉課 | 令和８年度　沼津市在宅医療・介護連携推進事業普及啓発講演会開催業務委託 | 令和8年7月31日 | 株式会社シード<br>静岡県三島市文教町１－７－２５ | 3,300,000円 | 働き盛り世代をはじめとした幅広い世代の参加を促すために、講師選定・講演内容企画・周知・当日運営等において、専門的な知識と技術が必要なため、価格競争ではなく提案方式で公募し、委員会で業者を選定する方式が望ましい。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 15 | 市民福祉部<br>長寿福祉課 | 令和９年度沼津市地域包括支援センター運営業務委託<br>（あしたか地域包括支援センター） | 令和8年8月31日 | 社会福祉法人春風会<br>沼津市東椎路１７４２－１ | 23,547,000円 | 運営にあたり、地域特性や住民ニーズへの的確な対応、信頼関係の構築、質の高いサービス提供を通じて地域福祉の向上を図ることが求められるため、価格競争ではなく提案方式にて公募し、委員会で業者を選定する方法が望ましい。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 16 | 市民福祉部<br>長寿福祉課 | 令和９年度沼津市地域包括支援センター運営業務委託<br>（第五地域包括支援センター） | 令和8年8月31日 | 株式会社在宅支援センターふれあい<br>沼津市大岡１００２－２ | 25,937,000円 | 運営にあたり、地域特性や住民ニーズへの的確な対応、信頼関係の構築、質の高いサービス提供を通じて地域福祉の向上を図ることが求められるため、価格競争ではなく提案方式にて公募し、委員会で業者を選定する方法が望ましい。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 17 | 産業振興部<br>商工振興課 | 令和８年度沼津市・清水町合同就職面接会開催事業業務委託 | 令和8年8月17日 | 株式会社東海道シグマ　沼津支店<br>沼津市大手町２－４－１ | 1,975,600円 | 価格の多寡による入札方式ではなく、企画力・専門性・業務実施能力など、予算の範囲内でよりよい提案が得られるプロポーザル方式により契約。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 産業振興部<br>観光戦略課 | 沼津市公式観光ポータルサイト リニューアル業務委託 | 令和8年7月1日 | 株式会社まちづくりプラットフォーム<br>神奈川県横浜市緑区長津田７－１８－５－２ | 12,999,800円 | 本業務の実施にあたっては、市内外に向けて本市の魅力を効果的にPRするため、斬新かつ訴求力の高いデザインや機能、さらにはSNSやモバイル観光案内等の外部システムとの有機的な連携など、多様な手法を組み合わせた高度なWebサイトを構築する高度な専門性が求められるものであり、かつ、企画提案を行う者の資質や創意工夫により成果に大きな差異が生じると認められることから、プロポーザル方式を採用し、契約候補者の選定を行った。<br>公募による手続きを進め、令和８年６月９日に開催した「沼津市公式観光ポータルサイト リニューアル業務委託　契約候補者選定会」において、提出された企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施した結果、企画力、技術力、実施体制などの評価項目において総合点の最も高い評価を得た「株式会社まちづくりプラットフォーム」を契約候補者として選定した。<br>したがって、同社を契約相手方とし、仕様協議の上、予算の範囲内で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 19 | 産業振興部<br>農林農地課 | 令和８年度戸田生活環境保全林整備業務委託 | 令和8年7月9日 | 戸田森林組合<br>沼津市戸田1675-2 | 3,705,900円 | 戸田地区の森林の管理については、『森林管理委託に係る協定書』を戸田森林組合と締結し、この協定において戸田森林組合に発注することとなっているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 20 | 産業振興部<br>農林農地課 | 令和８年度　林道平戸洞線他２路線森林管理業務委託 | 令和8年8月7日 | 戸田森林組合<br>沼津市戸田1675-2 | 1,441,000円 | 戸田地区の森林の管理については、『森林管理委託に係る協定書』を戸田森林組合と締結し、この協定において戸田森林組合に発注することとなっているため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 21 | 産業振興部<br>文化政策課 | 令和８年度　高尾山古墳保存活用計画等策定支援業務委託 | 令和8年7月10日 | 令和８年度　高尾山古墳保存活用計画等策定支援業務委託エイト日本技術開発・イー・エー・ユー設計共同体<br>静岡県静岡市葵区伝馬町９番地の１０－４０３ | 4,620,000円 | （都）沼津南一色線建設工事との調整が必要であり、かつその整理内容によっては道路工事の工法や工程にも影響を及ぼす可能性があることから、本業務は、令和元年度に実施した（都）沼津南一色線設計競技（コンペ）の最優秀提案者である(株)エイト日本技術開発・(株)イー・エー・ユー設計共同体しか実施することができない業務であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 22 | 産業振興部<br>文化政策課 | 沼津市民文化センター　スタインウェイピアノD-531815<br>オーバーホール全体修理（引取修理） | 令和8年7月14日 | スタインウェイ・ジャパン株式会社<br>東京都品川区東品川二丁目６番４号<br>Ｇ１ビル３階 | 8,132,190円 | 修繕対象は米国スタインウェイ製のもので、厳選された素材により製作された構成部材と、他メーカーでは見られない高度な技術によって生産されている。また導入以来、スタインウェイ正規代理店であった㈱松尾楽器商会が保守を行っていたところ、同社がスタインウェイとのディーラー契約を解除されたため、以降はスタインウェイの日本法人であるスタインウェイ・ジャパン㈱が保守情報等を引継いだうえで行っている。よって本修繕は、純正部品による交換が必須で、部材やピアノの構造を熟知し、かつ状況を把握している専門技術者の対応が必要であり、他の業者が施工すると、性能が損なわれたり、以後の保守を受けることができなくなるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 23 | 産業振興部<br>文化政策課 | 令和８年度メディアまるっとアートラボ事業業務委託 | 令和8年8月10日 | 有限会社ナカノデザイン<br>沼津市高沢町１－９<br>メゾンフィオーレ高沢406 | 2,500,000円 | メディアまるっとアートラボ事業においては、単なる映像コンテンツではなく、地域の資源及び地域の魅力を活用したメディアアートのまちを目指すことやメディアアートという高度な先端技術を活用する必要があることから以下のとおり選定条件とした。<br>選定条件<br>（１）先端技術活用の観点から、世界レベル（※）でメディアアートについて知見があること<br>（２）地域資源の観点から、本市を拠点として制作している者であること<br>（３）地域資源の観点から、本市の文化芸術に理解があること<br>※世界レベルの定義…直近で行われた大阪・関西万博（主催：日本国、運営：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会）において発表されたメディアアート作品の作者、団体とする。<br>選定条件に合致する団体の有無を本市入札参加資格登録業者はじめ、本市に登録のあるNPO法人を含め検討したが、該当する団体がない。<br>しかし、（１）→（２）→（３）の条件で絞っていくと、市内在住のメディアアーティストである、NAKANO yasuhiro氏が該当する。<br>ついてはNAKANO yasuhiro氏が代表を務める、有限会社ナカノデザインに発注することが事業の目的達成に繋がると判断した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　最終処分場No.１曝気ブロワ更新及びNo.１撹拌ブロワ分解整備 | 令和8年6月1日 | 株式会社伊藤鐵工所<br>静岡県静岡市清水区幸町２－１２ | 2,365,000円 | 曝気ブロワ及び撹拌ブロワは、最終処分場の浸出液処理施設の流入水に空気を強制的に送り込み、酸素による循環撹拌をして水処理する機器である。<br>曝気ブロワについては、設置から４０年経過しており、令和７年度で部品の製造が終了してしまったことから、更新するものである。<br>撹拌ブロワについては、長期の使用により内部の回転する軸受部分が磨耗してきたため、本体を分解して磨耗した部品を交換修繕するものである。<br>本件については、下記理由により株式会社伊藤鐵工所と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し、随意契約するものである。<br>曝気ブロワ及び撹拌ブロワは、最終処分場の浸出液処理施設の主要な機器であり、沼津市用に株式会社伊藤鐵工所により設計製作されたもので、この機器に精通した業者でないと技術的に修繕出来ない特殊な機械である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 25 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　埋立ごみ再処理設備破砕機用カッター刃 | 令和8年6月5日 | コマツカスタマーサポート株式会社<br>中部カンパニー　東部支店<br>静岡県富士市大淵2527-1 | 11,137,500円 | 現在、最終処分場の埋立残容量がひっ迫している状況下であることから、埋立ごみを減容化し、最終処分場の延命を図るため、埋立ごみに含まれる複合素材（プラスチック・金属・木等）と埋立処分する不燃物を、破砕・選別する再処理事業を行っています。<br>本物品購入は、最終処分場の再処理設備における破砕機の構成部品であるカッター刃　１８枚を購入するものであり、下記の理由によりコマツカスタマーサポート株式会社　中部カンパニー　東部支店と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により予算の範囲内において随意契約するものである。<br>・破砕機のカッター刃は、株式会社小松製作所製の自走式破砕機（別添図面）のホッパ内に一体型として搭載されている特殊部品であり、製造メーカーでなければ、設計製作図面がないため、製造することができない。<br>・コマツカスタマーサポート株式会社　中部カンパニー　東部支店は、製造メーカーである株式会社小松製作所の静岡県内における唯一の販売代理店である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 26 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務委託(沼津市清掃プラント他２施設) | 令和8年7月1日 | 株式会社太洋サービス<br>静岡県浜松市中央区篠原町9254-2 | 1,323,850円 | 本業務はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、低濃度PCBを含有する機器を令和９年３月３１日までに処分しなければならないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分するものである。<br>該当機器を市施設（沼津市清掃プラント、沼津市最終処分場、戸田衛生センター）から委託先の処理施設まで収集・運搬し処分するため、業者選定にあたっては「国（環境省）から無害化処理認定を受けていること」及び「静岡県から特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けていること」の２つの条件を満たすことが必要となる。<br>沼津市競争入札参加資格者名簿に登録のある者の中で、前述の条件を唯一満たす者が株式会社太洋サービスである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 27 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度 衛生プラント非常用発電機点検業務 | 令和8年7月1日 | 明電エンジニアリング株式会社 静岡支店<br>沼津市東間門字上中溝515番地 | 1,925,000円 | 設置されている非常用発電機は株式会社 明電舎の独自技術基準によって設計、製造された型式：ZXMA100P10BSSが納品され建設時（平成16年）より現在に至るまで運用されている。<br>この独自技術基準は製造者の知的財産権であり公にはされていないが、非常用発電機の正常な動作・能力を確保するためには、株式会社 明電舎による技術基準に沿った点検を行い機器の劣化状況の把握、消耗部品の交換、試運転調整が必要不可欠となる。<br>また、衛生プラントにおいては、近年発生している沼津市西部地域浸水被害など多発大型化する災害に備えるためにも、製造者の技術基準に沿った点検を行い、当初の機器能力に近づける必要がある。<br>以上より、本業務委託においては株式会社 明電舎のグループ会社で明電舎製品の修理、保守、メンテナンス部門であり、その独自技術基準に沿った点検が実施でき、非常用発電機の性能を保証できる唯一の会社である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 28 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　衛生プラント前処理設備温水洗浄装置更新 | 令和8年7月6日 | 水ingエンジニアリング株式会社<br>横浜営業所<br>神奈川県横浜市中区本町2-22 | 19,800,000円 | 衛生プラントの建設においては、し尿処理場の特性から性能発注を行っており沼津市の処理量想定に基づき、独自に設計施工されてる。設計施工は株式会社荏原製作所によるものであるが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承したｋｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできない。以上より、ｋｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が本修繕を施工できる唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　沼津市清掃プラント誘引送風機可変装置他点検業務委託 | 令和8年8月3日 | 明電エンジニアリング株式会社 静岡支店<br>沼津市東間門字上中溝515番地 | 1,243,000円 | 本業務委託は清掃プラント焼却炉設備の誘引送風機及び高圧蒸気復水器の制御盤に設置されている可変速装置の点検を実施するものである。下記の理由により株式会社明電エンジニアリング静岡支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により予算の範囲内において随意契約する。<br>・本施設の可変速装置は株式会社明電舎製であり、独自の技術（メーカー独自の設計・製作基準及び品質基準）で製作されており、安全上の関係から保守点検は専門の教育・訓練を定期的に受けた株式会社明電舎の有資格者でなければ実施することができない。<br>・株式会社明電エンジニアリングはメーカーである株式会社明電舎より、株式会社明電舎製機器の保守・点検及び機能維持を目的とする工事（修繕工事、改造工事、オーバーホール工事）に関して事業を継承している。<br>・株式会社明電エンジニアリング静岡支店の技術員は製造メーカーの特殊技術を工場研修にて習得しており本業務委託を実施することができる。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 30 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　沼津市清掃プラント２号給じん装置ケーシング他修繕 | 令和8年8月6日 | クボタ環境エンジニアリング株式会社<br>東京都中央区京橋2-1-3 | 4,180,000円 | 本修繕は、清掃プラントの２号給じん装置ケーシング補修、炉下シュート点検口取付、１号スカム除去装置減速機交換、２号ボイラ配管補修、２号焼却炉ケーシング補修を行うものである。本件については、下記の理由によりクボタ環境エンジニアリング株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。<br>・本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。（※平成23年4月 ㈱クボタからクボタ環境エンジニアリング㈱(前社名：クボタ環境サービス㈱)へ事業譲渡）<br>・本修繕を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。<br>また、クボタ環境エンジニアリング株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 31 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度 衛生プラントNo.1貯留槽他4槽清掃業務委託 | 令和8年8月24日 | クリーンサービス株式会社<br>沼津市西間門神明169-1 | 4,785,000円 | 本業務委託を実施するにあたり、浚渫・清掃に関しては強力吸引車、高圧洗浄車を有しかつ沈砂等の処理施設を有している業者を選定する他、し尿等貯留槽内における硫化水素中毒や酸欠による事故は死亡事故等重大な事故に直結する恐れがあるため、本業務における知識や経験を有している業者の選定が必要不可欠となる。その他、本業務において発生する沈砂等の除去物は一般廃棄物に該当するため、沼津市内での処理が基本となり、市外業者等に委託する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第９号のイにより当該市町村の同意が必要となる。そのため、市内の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者･処分業者のうち、汚泥処理の許可を得ている業者はクリーンサービス株式会社のみとなり、令和6年度において当該業務の実績がある。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 32 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　衛生プラント冷凍機定期整備 | 令和8年8月24日 | 水kingエンジニアリング株式会社<br>横浜営業所<br>神奈川県横浜市中区本町2-22 | 2,090,000円 | 衛生プラントの建設においては、し尿処理場の特性から性能発注を行っており沼津市の処理量想定に基づき、独自に設計施工されてる。設計施工は株式会社荏原製作所によるものであるが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできない。以上より、水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が本修繕を施工できる唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 33 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　衛生プラントドラムスクリーン温水洗浄装置バルブスタンド修繕 | 令和8年9月1日 | 水kingエンジニアリング株式会社<br>横浜営業所<br>神奈川県横浜市中区本町2-22 | 5,170,000円 | 衛生プラントの建設においては、し尿処理場の特性から性能発注を行っており沼津市の処理量想定に基づき、独自に設計施工されてる。設計施工は株式会社荏原製作所によるものであるが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできない。以上より、水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が本修繕を施工できる唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 34 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　衛生プラントアクティブフィルター分解整備 | 令和8年9月7日 | 水ingエンジニアリング株式会社<br>横浜営業所<br>神奈川県横浜市中区本町2-22 | 6,820,000円 | 衛生プラントの建設においては、し尿処理場の特性から性能発注を行っており沼津市の処理量想定に基づき、独自に設計施工されてる。設計施工は株式会社荏原製作所によるものであるが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできない。以上より、水ｉｎｇエンジニアリング株式会社横浜営業所が本修繕を施工できる唯一の事業者である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 35 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　沼津市清掃プラント１号第一ガス冷天井耐火物修繕 | 令和8年9月17日 | クボタ環境エンジニアリング株式会社<br>東京都中央区京橋2-1-3 | 10,450,000円 | 本修繕は、１号第一ガス冷却室の天井耐火物の修繕を行うものである。本件については、下記の理由によりクボタ環境エンジニアリング株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。<br>・本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。（※平成23年4月 ㈱クボタからクボタ環境エンジニアリング㈱(前社名：クボタ環境サービス㈱)へ事業譲渡）<br>・本修繕を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。<br>また、クボタ環境エンジニアリング株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 36 | 生活環境部<br>クリーンセンター | 令和８年度　沼津市清掃プラント飛灰セメント供給コンベヤ修繕 | 令和8年9月30日 | クボタ環境エンジニアリング株式会社<br>東京都中央区京橋2-1-3 | 20,900,000円 | 本修繕は、飛灰セメント供給コンベヤの修繕を行うものである。本件については、下記の理由によりクボタ環境エンジニアリング株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。<br>・本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。（※平成23年4月 ㈱クボタからクボタ環境エンジニアリング㈱(前社名：クボタ環境サービス㈱)へ事業譲渡）<br>・本修繕を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。<br>また、クボタ環境エンジニアリング株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 37 | 都市計画部<br>まちづくり政策課 | 令和８年度　片浜・柳沢デマンド型乗合タクシー運行業務委託 | 令和8年7月13日 | 富士交通株式会社 | 1,632,000円 | 本業務は、地域のタクシー事業における料金等を基礎として運行経費を算定し、運賃収入を考慮し実績に基づき精算する仕組みであるため、価格の競争性は発生せず競争入札には適していない。<br>また、市内のタクシー事業者は商業組合静岡県タクシー協会に加盟しているが、いずれも沼津市入札業者登録はしていない。このため、同協会の沼津・三島支部が唯一の事業実態を把握する組織であり、本業務について執行可能な事業者として推薦依頼を行い、推薦された運行事業者を契約の相手方として選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 38 | 都市計画部<br>まちづくり政策課 | 令和８年度　沼津市西部地域新交通導入検討支援業務委託 | 令和8年7月28日 | 八千代エンジニヤリング株式会社 | 5,346,000円 | 本業務は事業者により大きく成果に差が出るものであることから、プロポーザル方式により提案を受け、契約候補者選定委員会において選定した契約候補者と契約締結したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 39 | 都市計画部<br>緑地公園課 | 令和８年度　名勝旧沼津御用邸苑地西附属邸耐震補強工事（第Ｉ期）工事監理業務委託 | 令和8年8月21日 | 一般財団法人建築研究協会<br>京都府京都市左京区田中関田町４３ | 7,348,000円 | 本業務委託は、名勝旧沼津御用邸苑地内に建つ西附属邸建物の耐震補強工事（第Ｉ期）の工事監理を行うものであり、全国営繕主管課長会議幹事会が発行する建築工事監理等業務委託の進め方においては、特別な技術情報が必要な場合等には、設計業務の受注者に対して工事監理業務を随意契約することができるとされている。<br>また、耐震補強工事では、文化財保存と耐震対策の両面性を持つ専門性の高い設計を正確に反映させる必要があり、当該工事の実施設計を行った者に委託をすることが最も効率的かつ合理的であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

令和８年度　随意契約一覧表（R8.7－9月分）

| | 契約担当部課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 都市計画部<br>緑地公園課 | 令和８年度　中央公園再整備工事建築設計意図伝達業務委託 | 令和8年9月30日 | 株式会社ワークヴィジョンズ<br>東京都品川区東品川１－５－１０－B | 3,113,000円 | 本業務は、沼津市中央公園の再整備工事に伴う建築工事における設計意図伝達業務を行うものであり、「令和６年度　沼津市中央公園再整備詳細設計他業務委託」の受託代表企業で、主に建築設計や全体のデザインを担当している㈱ワークヴィジョンズは、中央公園再整備のランドスケープアドバイザーの意見を伺いながら、周辺との調和や統一性のあるデザインについて検討を重ねてきた唯一の事業者である。<br>また、令和６年国土交通省告示第８号において、設計意図伝達業務については、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」に位置付けられているため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 41 | 都市計画部<br>住宅政策課 | 市営住宅管理システムOS更新業務委託 | 令和8年8月10日 | 富士通Japan株式会社<br>東海支社（静岡東）<br>沼津市大手町３－８－２５ | 7,473,400円 | 既に導入しているシステムを現行サーバから新規サーバへのシステム移設作業と移設に伴う検証作業を行うものであり、本システムの根幹に係る仕様の情報公開はしていないため、同一仮想化サーバ及び同一ネットワーク上で稼働している既存システムの動作に影響を与えないように、システムの改修・ＯＳ更新を行える唯一の事業者であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 42 | 建設部<br>道路建設課 | 令和8年度　都市計画道路沼津南一色線電線共同溝電力管路整備工事委託 | 令和8年7月9日 | 東京電力パワーグリッド株式会社<br>静岡総支社<br>沼津市大手町３丁目７番２５号 | 10,061,700円 | （都）沼津南一色線共同溝事業を実施するに当たって、電線管理者の管理する電柱や人孔に接続するため保安上の理由から、また各需要者と引き込み箇所の調整を電線管理者が行う必要があることから、電線管理者と契約するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 43 | 建設部<br>道路建設課 | 令和８年度（都）沼津南一色線電線共同溝通信管路設備工事委託 | 令和8年7月22日 | NTTインフラネット株式会社　静岡支店<br>静岡県静岡市葵区春日二丁目11-21 | 22,580,800円 | （都）沼津南一色線共同溝事業を実施するに当たって、電線管理者の管理する電柱や人孔に接続するため保安上の理由から、また各需要者と引き込み箇所の調整を電線管理者が行う必要があることから、電線管理者と契約するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 44 | 建設部<br>道路管理課 | 令和８年度　沼津市道路台帳補正業務委託 | 令和8年7月1日 | 国際航業株式会社　静岡支店<br>静岡県静岡市葵区栄町４番地の10<br>朝日生命静岡栄町ビル | 9,249,900円 | 統合型GISは委託業者が管理・運用しており、データ追加や変更作業を行うことが出来るのが同社のみのため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 45 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（濱村屋）７月分 | 令和8年7月1日 | 株式会社濱村屋　沼津営業所<br>沼津市小諏訪42-1 | 3,960,322円 | 沼津市学校給食委員会で物資選定（納入価格を含む）を行ったところ、該当する物資の納入業者が1者しかいなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 46 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（コーゲツ）７月分 | 令和8年7月1日 | 株式会社コーゲツ<br>沼津市大諏訪559 | 10,077,961円 | 沼津市学校給食委員会で物資選定（納入価格を含む）を行ったところ、該当する物資の納入業者が1者しかいなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 47 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用青果（７月１日～７月３１日） | 令和8年7月1日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 10,002,819円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 48 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用精肉・鶏肉（７月１日～７月３１日） | 令和8年7月1日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 6,024,434円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 49 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（静岡県学校給食会取扱分）７月分 | 令和8年7月1日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 4,911,654円 | 献立作成にあたっては、当該物資を基本として作成されたものも多く、本市の給食事業を円滑に実施するためには、当該団体の扱う給食専用加工品が不可欠であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 50 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用豚肉・鶏肉（８月２８日～９月３０日） | 令和8年8月3日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 8,773,085円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 51 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用青果（８月２８日～９月１５日） | 令和8年8月3日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 6,610,283円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 52 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用鮮魚（８月２８日～９月３０日） | 令和8年8月3日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 1,529,743円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 53 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（静岡県学校給食会取扱分）９月分 | 令和8年9月1日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 4,786,535円 | 献立作成にあたっては、当該物資を基本として作成されたものも多く、本市の給食事業を円滑に実施するためには、当該団体の扱う給食専用加工品が不可欠であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 54 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用青果（９月１６日～９月３０日） | 令和8年9月1日 | 公益財団法人静岡県学校給食会　沼津支部<br>沼津市本字丸子町752-11 | 4,907,032円 | 登録業者の中で対応可能な業者が1者しかないため | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 55 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（濱村屋）9月分 | 令和8年9月1日 | 株式会社濱村屋　沼津営業所<br>沼津市小諏訪42-1 | 7,278,662円 | 沼津市学校給食委員会で物資選定（納入価格を含む）を行ったところ、該当する物資の納入業者が1者しかいなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 56 | 教育委員会事務局<br>学校施設課 | 小中学校給食用物資（コーゲツ）9月分 | 令和8年9月1日 | 株式会社コーゲツ<br>沼津市大諏訪559 | 14,067,952円 | 沼津市学校給食委員会で物資選定（納入価格を含む）を行ったところ、該当する物資の納入業者が1者しかいなかったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 57 | 教育委員会事務局<br>学校教育課 | 令和３年度　教育用情報機器整備賃借（校務支援システム）（再リース） | 令和8年7月27日 | ＦＬＣＳ株式会社　静岡支店<br>静岡県静岡市葵区黒金町５９番地７ | 7,546,000円 | 県による共同調達に向けた協議が開始され、動向を見極めた上でシステム更新について検討したいため。併せて、現在安定的に稼働しており、メーカーによる機器類の保守も引き続き可能であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 58 | 教育委員会事務局<br>学校教育課 | 令和８年度　脊柱側彎症検査業務委託 | 令和8年8月20日 | 公益財団法人静岡県予防医学協会<br>静岡県静岡市駿河区丸子新田186-5 | 単価契約<br>想定金額<br>1,861,860円 | 登録業者の中で検査に必要な機材を有しており、当該検査に対応可能な業者が1者しかないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |